

<使用開始日>  
2018年11月20日

# 第12回 野村短期公社債ファンド

追加型投信 海外 債券

## 【投資信託説明書（交付目論見書）】



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	年1回	日本 北米	ファンド・オブ・ファンズ*	あり （フルヘッジ）

\* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日: 1959年12月1日

■資本金: 171億円(2018年9月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額: 35兆0129億円(2018年8月31日現在)

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう第12回 野村短期公社債ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年11月2日に関東財務局長に提出しており、2018年11月18日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104  
<受付時間>営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★  
<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★（基準価額等）  
<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうことを基本とします。

### ファンドの特色

#### ■主要投資対象

米国ドル建て債券(米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など)を中心とする内外の公社債を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「ブラックロック・インカム・ファンド 12月号」「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

米国の国債・政府機関債	米国および米国の政府機関によって発行される債券
MBS	個人住宅ローン債権を裏付けとして発行される債券
CMBS	産業・倉庫不動産、オフィスビル、店舗およびショッピング・モール、集合住宅、共同アパートメント、ホテルおよびモーテル、養護施設、病院、老人ホームおよび農業施設等の商業用不動産を担保にしたローン債権を裏付けとして発行される債券
ABS	クレジットカード債権、自動車ローン、ホームエクイティローンなどの債権を裏付けとして発行される債券
社債	企業等によって発行される債券

#### ■投資方針

- 円建ての外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド 12月号」への投資を通じて主に収益性の追求を図り、国内投資信託「野村マネー マザーファンド」への投資を通じて主に流動性の確保を図ります。
- 各期毎に、各期初の日本円1年金利<sup>※</sup>の水準を上回る投資成果を目指します。  
※各期初の日本円1年金利は、当面、各期初以降、ロンドンにおいて公表される日本円1年LIBORとします。なお、ファンドは、日本円1年LIBORをベンチマークとします。
- 通常の状態においては、「ブラックロック・インカム・ファンド 12月号」への投資を中心とします<sup>※</sup>が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。  
※通常の状態においては、「ブラックロック・インカム・ファンド 12月号」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。
- 運用にあたっては、ブラックロック・ジャパン株式会社に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	外国投資信託受益証券の運用
委託先名称	ブラックロック・ジャパン株式会社
委託先所在地	東京都 千代田区

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

第17期(2018年12月20日から2019年12月19日)に  
ファンドが目指す日本円1年金利の水準に対する超過収益率について

- ◆ファンドは、各期毎に、各期初の日本円1年金利の水準を上回る投資成果を目指すことを基本とします。

各期毎にファンドが目指す各期初の日本円1年金利の水準に対する超過収益率(「ファンドが目指す超過収益率」といいます。)は、各前期末までに、投資環境、ブラックロック・インカム・ファンド 12月号が運用の目標とする日本円1年金利の水準に対する超過収益率などを勘案して決定します。

- ◆当期初の日本円1年金利の水準は、当期初以降に決定されます。  
(2018年10月26日現在の日本円1年金利の水準は、0.13%です。この水準は、金融情勢等によっては当期初の日本円1年金利の水準と異なる場合がありますのでご注意ください。)

- ◆2018年10月26日に、投資環境およびブラックロック・インカム・ファンド 12月号が運用の目標とする日本円1年金利の水準に対する超過収益率などを勘案して決定した、第17期の「ファンドが目指す超過収益率」は、+0.4%です。

$$\text{各期毎にファンドが目指す「投資成果」} = \text{各期初の「日本円1年金利の水準」} + \text{各期毎に「ファンドが目指す超過収益率」}$$

※ファンドは、主としてブラックロック・インカム・ファンド 12月号における様々な投資を通じて、金利変動リスク、期限前償還リスク(キャッシュフローリスク)および信用リスク(デフォルトリスク)等のリスクを実質的に負担することになります。

- ◆ファンドの実際の投資成果について

ファンドは、日本円1年金利の水準を上回る投資成果を目指しますが、ファンドが目指す投資成果の実現を含め、期中・期末における一定の投資成果を保証するものではありません。

① ファンドの実際の投資成果は、期中および期末の基準価額によって変動します。ファンドの基準価額は、主として外国投資信託の運用実績によって変動しますので、ファンドの実際の投資成果は各期毎にファンドが目指す投資成果を上回る場合または下回る場合があります。

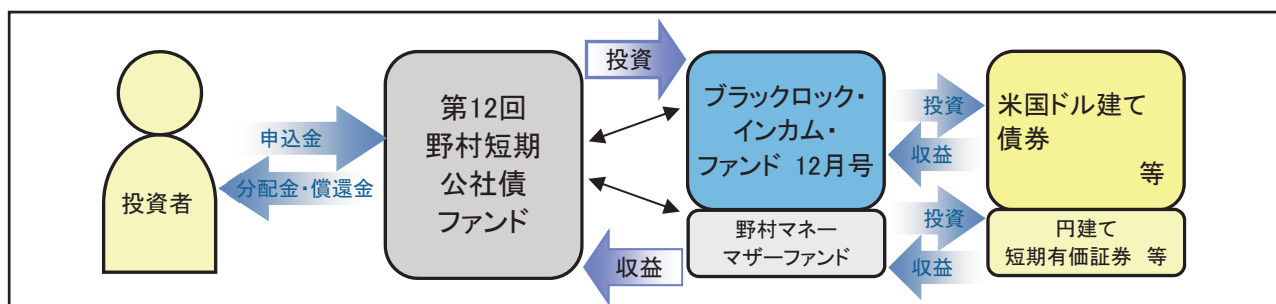
② ファンドの実際の投資成果は、期初の日本円1年金利の水準を下回る場合、さらにはマイナスになる場合もあります。

※ファンドが各期毎に目指す投資成果を達成することができなくなる主要な要因としては、外国投資信託がその投資目標を実現できなかった場合や、資金動向等により外国投資信託への投資比率が低下した場合が想定されます。

- ◆各期毎にファンドが目指す超過収益率および各期毎にファンドが目指す投資成果は、每期異なりますので、ご注意ください。

期初の日本円1年金利の水準は、お申込みの販売会社にお問い合わせくだされば、お知らせいたします。ただし、各期初の日本円1年金利は、当面、各期初以降、ロンドンにおいて公表される日本円1年LIBORとしますので、ロンドンの銀行が休業日の場合など、決定が遅れる場合があります。

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ■投資対象とする投資信託証券の概要

## ブラックロック・インカム・ファンド 12月号(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

※「ブラックロック・インカム・ファンド 12月号」は、「ブラックロック・インカム マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等を実質的に投資を行いません。

## &lt;運用の基本方針&gt;

主要投資対象	米国ドル建て債券(米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など)
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として「ブラックロック・インカム マスターファンド」受益証券(以下「マスターファンド」と言います。)への投資を通じて、米国ドル建て債券(米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など)により構成される分散ポートフォリオへ実質的に投資することにより、日本円1年LIBORを上回る収益を安定的に達成することを投資目的とします。</li> <li>・ポートフォリオの平均格付は、通常、A+以上とします。</li> <li>・主として、投資時点において、BBB-相当以上の格付を有する公社債(投資適格格付公社債)に投資します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶投資する公社債は、主として、投資時点において、ムーディーズ社、S&amp;P社またはフィッチ社のいずれかからBBB-もしくはそれ以上の格付が付与されているもの、もしくは投資顧問会社(ブラックロック社)がそれらと同等の信用格付状況にあると判断するものとします。格付機関により異なる格付が付与されている場合、その中の高い方の格付と同等の格付をもっているものと見なします。</li> <li>▶投資適格格付未満の公社債への投資は、純資産総額の5%以内とし、B-相当以上の格付を有する公社債に限り投資できるものとします。</li> </ul> </li> <li>・ポートフォリオのデュレーションは、通常、-0.5年~+1.75年の範囲内に維持することを基本とします。</li> <li>・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を目指します。</li> <li>・デリバティブの実質的な利用は、ヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>
主な投資制限	<p>ファンドにおいては、以下の投資は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産の購入。</li> <li>2. 商品、商品先物および商品に係るオプションを含む取引への参加。</li> <li>3. 証券の引受け。</li> <li>4. 米国ドル・日本円以外の通貨建ての資産に投資すること。</li> </ol> <p>マスターファンドにおいては、上記1~3に加えて以下の投資は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. マスターファンドの総資産の5%を超えて、単一発行体へ投資すること。ただし、現金等価の投資対象、米国国債等および米国政府およびその政府機関によって発行または保証されているMBSへの投資に関しては、この限りではありません。</li> <li>2. 米国ドル・日本円以外の通貨建ての資産に純資産総額の30%を超えて投資すること。</li> </ol>
収益分配方針	年1回、投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。
償還条項	受益者の利益に反する場合、受益者による償還決議がなされた場合、その他、やむを得ない事情が発生した場合等には、ファンドを償還する場合があります。
<主な関係法人>	
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

## &lt;管理報酬等&gt;

信託報酬	純資産総額の0.25%以内の率(年率) 2018年12月20日以降適用する信託報酬率は純資産総額の0.185%以内の率とします。
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

## ■「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

## ■主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## ■分配の方針

原則、毎年12月19日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として短期金利の水準および基準価額の水準等を勘案しながら安定分配を行ないます。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月



\* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドは一部相対的に格付の低い債券へ投資を行ないますので、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。
期限前償還リスク	外国投資信託が実質的に投資するモーゲージ・バック証券、アセット・バック証券およびコマーシャル・モーゲージ・バック証券は、裏付けとなっている資産が一般にいつでも(個々のローンの債務者によって)繰上げ返済できるため、債券の元本額が通常いつでも繰上げ返済(期限前償還)され得ます。期限前償還によって外国投資信託が受取る繰上げ返済代金を再投資する場合の利率は、一般に繰上げ返済されなければかかる債務について得られたであろう利率よりも低くなる場合が想定されます。また、外国投資信託がこれらの証券をオーバー・パーで実質的に投資している場合、繰上げ返済により、当該証券の元本超過額を限度として外国投資信託の投資元本について損失が生じる場合があります。したがって、外国投資信託への投資を通じてファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
為替変動リスク	ファンドは、投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの名称中の「短期公社債ファンド」とは、短期の公社債に投資するファンドというのではなく、実質的に「公社債」に投資し、日本円の「短期」金利水準(日本円1年金利)を上回る投資成果を目指すファンドという主旨で、名づけております。

- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ファンドが投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 投資対象とする外国投資信託は、原則、純資産総額の10%を上限として資金の借入れを行なう場合があります。この場合、借入れ金利は外国投資信託が負担することになり、この結果、外国投資信託への投資を通じてファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。
- 投資対象とする外国投資信託は、資金の借入れ、および様々な貸越枠やリバースレポ取引、ダラー・ロール(通常、期近の売りと期先の買い)、その他のレバレッジを利用することがあります。したがって、外国投資信託の投資対象に悪影響を及ぼすいかなる事象もレバレッジを使用している分だけ増幅され、ファンドに大きな影響を及ぼす可能性があります。
- 投資対象とする外国投資信託は、特定の証券、通貨、金利、指数などに対して、投資成果を修正または代替することを目的として、レバレッジをかけて、もしくはレバレッジをかけないで、様々なデリバティブを利用することがあります。デリバティブの中には、高いレバレッジが内包されているものもあり、これらは多くの場合、市場の動きを増幅させたり、投資額よりも大きな損失につながる場合があります。ファンドに大きな影響を及ぼす可能性があります。
- 投資対象とする外国投資信託は、譲渡に関する法的、その他の制限を有する債券や、流動性のない債券に投資することがあります。そのような場合、当該債券の市場価格はより大きく変動し、売却しようとしたときに売却できない可能性や、売却時点で適正価格で売却できない可能性があります。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

### ● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

### ● 運用リスクの管理

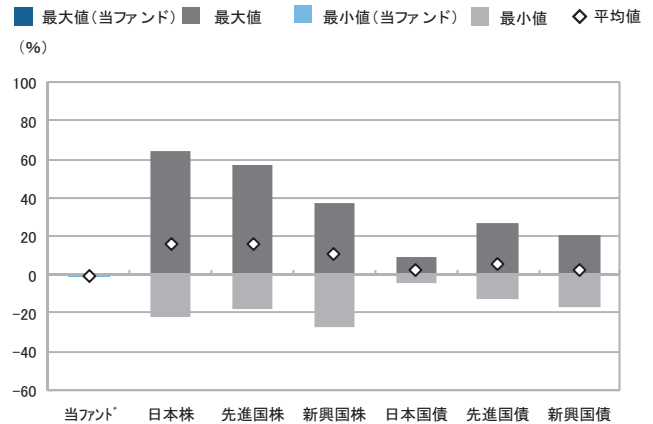
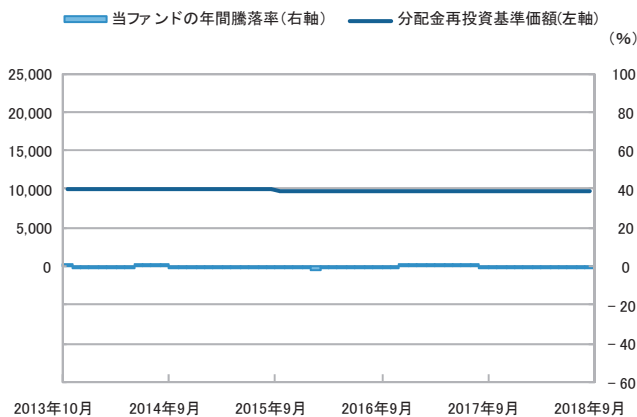
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

## リスクの定量的比較

(2013年10月末～2018年9月末:月次)

## 〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

## 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.6	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	20.8
最小値(%)	△ 1.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	△ 0.4	15.7	16.3	10.5	2.1	5.3	2.7

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年10月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2013年10月から2018年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2013年10月から2018年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## 〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

## ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

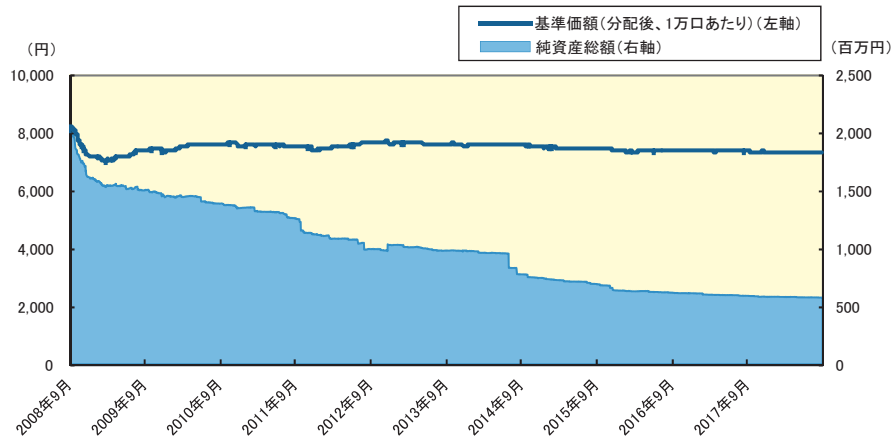
(出所: 株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



## 運用実績 (2018年9月28日現在)

## 基準価額・純資産の推移

(日次)



## 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2017年12月	12 円
2016年12月	22 円
2015年12月	26 円
2014年12月	37 円
2013年12月	49 円
設定来累計	711.29 円

## 主要な資産の状況

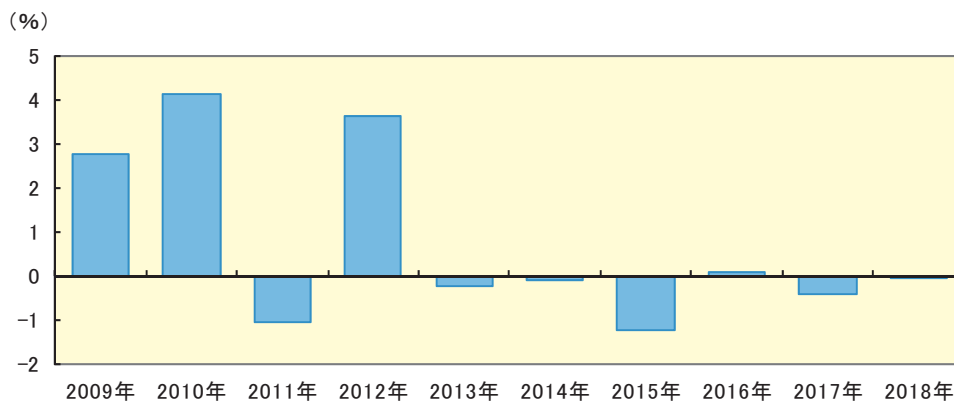
実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	FNMA 15YR TBA(REG B)	MBS	8.8
2	FNMA 30YR 2003 PRODUCTION	MBS	3.3
3	FNMA 30YR 4% HLB 150K 2015	MBS	3.2
4	FNMA 30YR 2012 PRODUCTION	MBS	3.0
5	FNMA 30YR TBA(REG A)	MBS	2.8
6	FHMS_K056-X1	CMBS	2.8
7	FNMA 30YR 2011 PRODUCTION	MBS	2.8
8	FHLMC_4508 CF	MBS	2.7
9	FHLMC_3807 FM	MBS	2.3
10	SLMA_06-8 A5	ABS	2.2

・投資比率は、「ブラックロック・インカム・ファンド12月号」における実質的な投資比率となっております。  
 なお、現物買いのみの比率です。

## 年間収益率の推移

(暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。  
 ・2018年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位 (購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。)
購入価額	買付約定日(ファンドの決算日)の基準価額とします。 追加設定は、年1回の決算日を買付約定日とし、その翌営業日に行ないます。 今回の購入のお申込分の買付約定日は2018年12月19日です。 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	原則、買付約定日から起算して3営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌々営業日の基準価額
換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、換金申込日当日あるいは換金申込日の翌営業日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、換金のお申込みができません。 ・ルクセンブルグの銀行あるいは証券会社 ・ニューヨークの銀行あるいは証券会社 ・東京の銀行あるいは第一種金融商品取引業者(証券会社など)
換金代金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	・購入の申込締切時間 : 販売会社が定める時間とします。 ・換金の申込締切時間 : 午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2018年11月20日から2018年12月17日まで
換金制限	1日1件5億円を超える換金を行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、購入のお申込みの受付を延期すること、および既に受付けた換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2022年8月19日まで(2002年12月20日設定)
繰上償還	「ブラックロック・インカム・ファンド 12月号」が償還となる場合は、償還となります。 また、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年12月19日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)
信託金の限度額	5000億円
公告	原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 * 上記は2018年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません
信託財産留保額	ありません

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### 運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率の配分(2018年12月20日以降)はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

ファンドの純資産総額		250億円以下の部分	250億円超500億円以下の部分	500億円超の部分
信託報酬率		年0.648%(税抜年0.60%)以内 (2018年12月20日以降の適用率: 年0.378%(税抜年0.35%))		
支払先の配分 (税抜) および 役務の内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.13%	年0.11%	年0.08%
	<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各种書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.20%	年0.22%	年0.25%
	<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.02%	年0.02%	年0.02%
投資対象とする 外国投資信託の信託報酬率		年0.25%以内 (2018年12月20日以降の適用率: 年0.185%以内)		
実質的な負担 <sup>(注)</sup>		年0.898%以内(税込) (2018年12月20日以降の適用率: <b>年0.563%以内(税込)</b> )		

信託報酬率は、年0.60%(税抜)の率を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。また、ファンドが投資対象とする外国投資信託は、年0.25%を上限とする範囲内で信託報酬がかかりません。(2018年12月20日以降適用する信託報酬率は年0.185%以内の率ですが、年0.25%を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。)

(注)ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

#### 【運用の委託先の報酬】

運用の委託先であるブラックロック・ジャパン株式会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、ファンドの信託報酬支払いのとき支払われるものとし、その報酬額は、ファンドの平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、当面、以下の率を乗じて得た額とします。ただし、年0.09%の率を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。

平均純資産総額	率
500億円以下の部分	年0.06%
500億円超の部分	年0.04%

その他の費用・  
手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

## ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

\* 上記は2018年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 追加的記載事項

- ファンドの名称について

「第12回 野村短期公社債ファンド」を「野村短期公社債ファンド 第12回」という場合があります。

# MEMO

---

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

# MEMO

---

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

